

火葬補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 椎葉村民の葬送に当たり、村外の火葬場を利用したことに対し、負担の軽減を図るため、日向東臼杵南部広域連合火葬場条例第6条の管内1の料金を基準とし、予算の範囲内において椎葉村社会福祉協議会火葬補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、椎葉村補助金の交付に関する規則（昭和48年規則第11号第4条。以下「規則」という。）に準ずるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 前条に規定する補助金は、火葬場使用料に対し支給する。

(補助金の額)

第3条 補助金は、別表1に定める内容で交付するものとする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の書類を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) 火葬補助金交付申請書（別記様式）
- (2) 第2条に規定する経費の支出を証する書類

(返還命令)

第5条 会長は、補助金の交付を受けたものがこの規則に違反したときは、補助金の返納を命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則（平成29年12月4日 議案第2号）

この要綱は、平成29年12月4日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分		13 歳以上	13 歳未満	死胎児	改葬遺体	汚物 人体の一部 その他
		1 体	1 体	1 体	1 体	1 体
火葬等	管内 1	23,000 円	16,000 円	9,000 円	14,000 円	7,000 円
	管内 2	35,000 円	24,000 円	14,000 円	21,000 円	11,000 円
補助額		12,000 円	8,000 円	5,000 円	7,000 円	4,000 円

備考

- (1) 補助金額は、日向地区斎場東郷霊苑使用料「管内 2」と「管内 1」の差額とする。
- (2) 日向地区斎場東郷霊苑以外を使用した時は、使用した斎場の「使用料」と「管内 1」の差額を補助金額とする。

別記様式（第4条関係）

平成 年 月 日

社会福祉法人 椎葉村社会福祉協議会
 会 長 椎 葉 晃 充 殿

申 請 者
 住 所 椎葉村大字

電話番号 ()

氏 名 ⑩

社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会火葬補助金交付要綱第4条の規定により、
 次のとおり申請します。

死 亡 者 氏 名		
死 亡 者 生 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日
死 亡 年 月 日		平成 年 月 日
申 請 者 と の 続 柄		
住 所 (住民登録をしていたところ)		椎葉村大字
火 葬 年 月 日		平成 年 月 日
火 葬 場 使 用 料		円
補 助 金 額		円
振 込 先	金 融 機 関	宮崎銀行 ・ 日向農協
	店 (所) 名	支店・支所
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	(フ リ ガ ナ) 名 義 人	

※添付書類 経費支出証明となる領収証等